（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更
関係
会社その他

省　令

○法務省令第十七号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第五号中「当該請求者」の下に「又はその代理人」を加える。

第二十六条第三項第四号中「供託物払渡請求書」の下に「（当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。）」を加える。

第二十八条第二項中「請求者」の下に「又はその代理人」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年六月二日から施行する。